

平成28年(わ)第329号, 第428号, 第572号, 平成29年(わ)第78号

電子計算機使用詐欺, 窃盗, 殺人, 死体損壊, 死体遺棄, 強盗殺人, 有印私文書偽造・同行使, 電磁的公正証書原本不実記録・同供用, 詐欺被告事件

平成30年2月23日宣告

## 主 文

被告人を死刑に処する。

押収してある申請依頼書1枚, 委任状1通, 譲渡証明書1枚, 譲渡証明書1通, 年金受給権者受取機関変更届1通の各偽造部分を没収する。

## 理 由

### 【罪となるべき事実】

被告人は

第1 A(当時62歳)を殺害してその金品を強奪するなどしようと考え, 平成28年1月29日頃, 浜松市(以下省略)B号室の同人方居室において, 殺意をもって, 手段不明の方法により, 同人を殺害した上, 同人所有又は管理に係るC信用金庫D支店に開設された同人名義の普通預金口座のキャッシュカード1枚, 同人名義の印鑑(実印)1本, 同人名義の自動車運転免許証1枚, 携帯電話機1台ほか21点(時価合計5800円相当), 図書カード1枚(額面1000円)及びプリペイドカード1枚(残額8895円)を強取した

第2 前同日頃から同年7月14日までの間に, 同市内又はその周辺において, 前記Aの死体を手段不詳の方法により焼損し, その頃, 同死体を同市(以下省略)内又はその周辺から浜名湖又はその周辺に投棄し, もって死体を損壊, 遺棄した

第3 真実は, 前記Aから軽四輪自動車1台(車台番号●●●●●-●●●●●●●●●●)を譲り受けた事実がないのに, 被告人を所有者とする不実の事項を軽自動車検査ファイルに記録させようとして企て, 同年2月1日頃, 同市内又はその周辺

において、行使の目的をもって、ほしいままに、「申請依頼書」と題する書面の代理人欄に「E」、車台番号欄に「●●●●●●－●●●●●●●●●●」，旧所有者の氏名又は名称欄に「A」と記載するなどした上，その名下に不正に入手した「A」と刻した印を押捺して，もって同車両に係る自動車検査証記入申請を被告人に依頼する旨のA作成名義の申請依頼書1通を偽造し，同日，同市（以下省略）所在のF協会G事務所C支所において，法令により公務に従事する職員とみなされる同協会職員に対し，同申請依頼書1通を真正に成立したもののよう装い，自動車検査証記入申請書等の所要関係書類とともに提出して行使し，もって同車両の現在の所有者が被告人である旨の内容虚偽の自動車検査証記入申請を行い，情を知らない同協会職員をして，同申請に基づき，即時，東京都中央区内のF協会が管理，委託する施設に設置された権利，義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である軽自動車検査ファイルにその旨不実の記録をさせた上，即時，これを公正証書の原本としての用に供させた

第4 同月4日頃，浜松市内又はその周辺において，行使の目的で，ほしいままに，パーソナルコンピューター等を使用して，前記B号室の所有権が同年1月24日の売買に基づき前記Aから被告人に移転したとする所有権移転登記申請を被告人に委任する旨の同日付の同A名義の委任状を作成して，前記第1記載の実印を押捺し，もって同人作成名義の委任状1通を偽造した上，同年2月5日，同市（以下省略）G地方法務局C支局において，同局登記官に対し，同委任状を真正に成立したもののよう装い，同Aの印鑑登録証明書，登記申請書等の所要関係書類とともに提出して行使し，もって同B号室の所有権が売買を原因として同人から被告人に移転した旨の内容虚偽の登記申請をし，情を知らない同局登記官をして，同申請に基づき，その頃，高松市内のH登記事務システムセンターに設置された不動産登記簿の原本として用いられる電磁的記録にその旨不実の記録をさせた上，即時，これを公正証書の原本としての用に供させた

第5 真実は，前記Aから2台の二輪自動車（車台番号●●●●●●－●●●●●●●●●●及

び●●●●●●－●●●●●●)を譲り受けた事実がないのに、それぞれ被告人を所有者とする不実の事項を自動車登録ファイルに記録させようと企て、同月8日頃、前後2回にわたり、浜松市内又はその周辺において、行使の目的をもって、ほしいままに、「譲渡証明書」と題する2通の書面の各車台番号欄に「●●●●－●●●●●●」又は「●●●●●●－●●●●●●●●」,各譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所欄のうち譲渡人を示す欄に「A」、譲受人を示す欄に「E」とそれぞれ記載するなどした上、各譲渡人印欄に不正に入手した「A」と刻した印をそれぞれ押捺して、もって被告人に両車両の所有権を譲渡した旨のA作成名義の譲渡証明書2通を各偽造し、同日、同市(以下省略)のI運輸局G運輸支局C自動車検査登録事務所において、同事務所自動車登録官に対し、同譲渡証明書2通を真正に成立したもののよう装い、それぞれ申請書等の所要関係書類とともに提出して各行使し、もって両車両の各所有権がいずれも同Aから被告人に移転した旨の内容虚偽の自動車検査証記入申請をそれぞれ行い、情を知らない同事務所自動車登録官をして、各申請に基づき、即時、東京都中央区内の国土交通省自動車局自動車情報課に設置された権利、義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルにそれぞれその旨不実の記録をさせた上、即時、これらを公正証書の原本としての用に供させた

第6 別紙一覧表番号1及び2記載のとおり、同月8日午後2時29分頃から同月9日午後4時34分頃までの間、前後2回にわたり、浜松市(以下省略)C信用金庫J支店ほか1か所において、各所に設置された現金自動預払機に、不正に入手したC信用金庫のA名義のキャッシュカードを挿入して各機を作動させた上、神戸市(以下省略)一般社団法人KセンターLセンターに設置された同信用金庫の預金残高管理、受入れ、払戻し等の人の事務処理に使用する電子計算機に対し、同信用金庫D支店に開設された同A名義の普通預金口座から、被告人が不正に管理する株式会社M銀行N支店に開設された同A名義の普通預金口座



義欄に「T」、同金融機関名欄に「S」、銀行支店名欄に「C」、預金通帳の口座番号欄に「●●●●●●●●」と記載するなどした上、受給権者氏名欄の名下に不正に入手した「A」と刻した印を押捺して、もって年金受取口座をS銀行C支店に開設された前記A名義口座に変更する旨のA作成名義の年金受給権者受取機関変更届1通を偽造し、同日頃、同市内又はその周辺から、被保険者に関する原簿への記録に係る事務等につき厚生労働大臣から委託を受けた日本年金機構の従たる事務所である同市（以下省略）所在の日本年金機構U年金事務所（以下、「年金事務所」という。）宛てに同変更届を発送し、同月28日、同事務所にこれを到達させ、さらに、その頃、同事務所から、静岡県内の前記事務を統括する静岡市（以下省略）所在の日本年金機構G事務センター宛に同変更届を回付させて、同月31日、同センターにこれを到達させ、その頃、同所において、浜松市内の前記事務に関する決裁権を持つ情を知らない同センターV長のWに対し、同Aになりすまし、同変更届を真正に成立したもののように装い、S銀行C支店に開設された前記A名義口座の通帳の写しとともに提出して行使し、同W及び老齢厚生年金の支給に関する決裁権を持つ厚生労働省X課長らをして、同Aによる正当な年金受給権者受取機関変更届がなされたため、同人に支給される老齢厚生年金の支払機関を変更して同年金を支給しなければならない旨誤信させて、これに必要な手続を行わせ、よって、同年6月15日、Y銀行等を介し、S銀行C支店に開設された前記A名義口座に16万9730円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた

第10 同年7月5日頃、静岡県磐田市（以下省略）所在のZ号室において、a（当時32歳）に対し、殺意をもって、有尖の刃器で、その右側腹部を2回にわたり突き刺すなどし、よって、その頃、同所において、同人を右側腹部刺切損傷による肝臓損傷及び血気胸により死亡させて殺害した

第11 その頃から同月8日までの間に、前記Z号室において、刃器で、前記aの死体の頭部、両足の付け根部を各切断し、その頃、これらを浜松市（以下省略）

又はその周辺から浜名湖又はその周辺に投棄し、もって死体を損壊、遺棄したものである。

#### 【事実認定の補足説明】

以下の日付は、特に明示しない限り、平成28年のそれを示す。また、末尾掲記の証拠によって下記の事実を認定した。

#### 第1 判示第1ないし第9の各事実について

##### 1 争点

判示第1の事件については、犯人性及び財物奪取の事実が争われており、判示第2の事件については犯人性が争われており、判示第3ないし第9の事件については、被告人に財物の移転のための手続をする権限があったのかが争われている。判示第1の事件において奪取されたとされている被害品を被告人が所持していたこと、判示第3ないし第9の各事件において被告人がAの財産の移転手続を行ったことについては争いはなく、被告人が判示第1の事件の犯人であれば、判示第1の事件において財物を奪取し、判示第2の事件の犯人でもあり、判示第3ないし第9の各事件において財物の移転のための手続をする権限がないのにAの財産の移転手続を行ったといえる。したがって、実質的な争点は、判示第1の強盗殺人の犯人性である。

検察官は、①Aが最終生存確認日時（1月28日午後11時24分）以後、遅くとも1月31日までにB号室内で何者かに殺害され、Aの死体は密かにbから搬出され、浜名湖付近に遺棄されたこと、②被告人が、2月1日頃以降、A名義の書類を日付を遡らせて作成した上、自分一人でAの財産の移転手続を行い、Aが失踪以前に手放す意向を示したことはなかった財産のほぼすべてを取得したこと、被告人がAの財産を一部取得できなかったことには理由があること、③被告人は事前に合鍵を作製するなどし、Aの最終生存確認日時の直後に、Aを死に至らしめる機会があり、また、bからAの死体が隠匿された可能性の高い物を搬出するなど、罪証隠滅行為と認められる行為をしていたこと、

④被告人のRの実家から、bから白色カバーで覆った物を搬出するのに使った台車と同一と認められる台車が発見されたこと、発見された台車には、Aのものと認められる血痕が付着していたこと、⑤被告人が、Aの生活に必要なキャッシュカード、運転免許証、携帯電話等の重要証拠品を正当な理由なく遅くとも1月31日午後10時過ぎに手元に置き、利用可能な状態にしていたこと、⑥被告人がAになりすまして国民健康保険料を支払うなど、Aの生存偽装工作と認められる行為をしていたこと、⑦被告人がAの最終生存確認日時以前から、Aの財産を取得するための情報収集をしていたこと、⑧被告人には、Aの財産を正当に取得できるだけの資産・資金がなく、Aとの個人的な付き合いもなかったこと、⑨被告人がcやdに、信用できる犯行告白をしたこと等を指摘して、被告人がAに対する強盗殺人事件の犯人であると主張する。

これに対して、弁護人は、①被告人が殺害したことを示す直接証拠はなく、Aの頸椎には人為的に切断されたと認めるに足る痕跡はないこと、切断していなければ被告人が搬出した箱様のものに遺体は入らないことから、検察官の主張する事実は証拠と矛盾していること、②被告人にはAに対する強盗殺人事件の動機が見当たらないこと、③被告人に財産の移転行為をする権限がなかったと証明されていないこと等を指摘して、被告人は無罪であると主張する。

当裁判所は、当事者双方の主張を踏まえつつ、被告人の犯人性を認めた。以下、その理由を説明する。

## 2 犯人の行為について

### (1) Aが何者かにbから運び出されたこと

1月28日午後11時24分、Aは、bの建物内に自己所有の軽四輪自動車（ムーヴ）で戻り、同B号室の自宅に帰宅した。それ以降、bに設置された防犯カメラの画像上、Aが出入りする姿は確認されていない。すなわち、この時点が最終生存確認日時である。

Aは、2月初め頃から、それまで毎日のように来店して惣菜や弁当類を購

入っていたスーパーに立ち寄りなくなった。Aは、それまで定期的に歯科を受診していたにもかかわらず、事前の連絡なく2月3日に予約していた歯科を受診しなかった。2月16日、豊店従業員が、B号室に畳を搬入したが、その際、Aは同室内にいなかったことがうかがえる。

以上からすると、Aは、1月28日午後11時24分から遅くとも2月16日までの間に、何者かに姿を確認できない状態でB号室から運び出されたと認められる。

(2) Aの体が焼損されて、浜名湖に遺棄されたこと

8月31日、浜名湖湖岸で、一体分の死体と認められる人骨が発見された。発見された人骨のうち上顎骨は、Aの上顎骨と同一のものであると鑑定された。また、発見された人骨についてDNA型鑑定を実施したところ、頭蓋底、第2腰椎、右大腿骨頭、下顎骨及び左右の肩甲骨については、AのDNA型と一致し、その他の骨についても、DNA型を検出できた部分はAのDNA型と一致した。また、頭蓋底のDNA型に関しては、Y-STR型の型式についても検査したところ、Aの実兄のY-STR型と同一の型であり、しかも、頭蓋底のDNA型もAの実兄のDNA型も、Aの実母のDNA型と親子関係があることに矛盾しない組合せであった。したがって、発見された人骨はAのものと認められた。さらに、上記人骨には焼損の痕跡があり、右大腿骨頭には火焰暴露が見られたため、Aの体は体全体にわたって、まんべんなく、相当な火力で、長時間熱せられたと考えられ、人為的に第三者が焼損させたと認められる。以上によれば、Aの体は何者かによって焼損された上で、浜名湖に遺棄されたものと推認できる。

ところで、Aが、1月1日から8月19日までの間にC市消防救急隊により救急搬送されたり、浜松市内の救急外来を有する病院に通院、入院した事実はなく、平成24年に実施された勤務先での定期健康診断においても重大な疾患はなく、平成27年10月14日のかかりつけ医院への最終通院時に



も生命にかかわる病状はなかった。したがって、Aが、平成28年当時、病死や事故死するような事情はうかがえない。

また、Aを死亡させた犯人以外の無関係の第三者が警察に通報することなく、わざわざAの体を焼損させ、浜名湖に遺棄することは考えにくい。

そうすると、Aの体を遺棄した者はAの死亡原因に関わった犯人又はこれに準じる者であるといえる。

以上からすると、Aの最終生存確認日時後に、犯人又はこれに準じる者がB号室から屋外に同人を運び出し、焼損したと認められる。

### 3 被告人の行為について

#### (1) Aが所有していた財産の移転行為について

ア 軽四輪自動車（ダイハツムーヴ，車台番号「●●●●●●－●●●●●●●●●●」。以下、「ムーヴ」ともいう。）の登録名義の移転手続について

2月1日、F協会G事務所C支所において、A所有のムーヴについて、所有者を、被告人に移転する旨の登録名義移転手続がされた。その際に使用された登録名義変更の申請依頼書の筆跡は、被告人のものと同一人の筆跡と推定され、同依頼書の「A」の印影は、被告人の実家である浜松市（以下省略）e方（以下、「実家」という。）から発見されたAの印鑑により押捺されたものと推定された。同依頼書からは被告人の指紋が検出されているものの、Aの指紋は検出されていない。

以上からすれば、被告人がムーヴの登録名義をAから被告人に移転する手続を単独でしたものと推認できる。

イ B号室の所有権移転登記手続について

2月5日、G地方法務局C支局において、A所有のB号室の所有権者を被告人に移転する旨の所有権移転登記手続が申請された。その際の登記申請書類及び添付書類のいずれからとも、Aの指紋は検出されていないところ、登記申請書から被告人の指紋が検出され、委任状にはAの実印（Aの姓及

び名前が刻印されたもの。)が、登記原因証明情報にはAの姓が刻印された印鑑がそれぞれ押捺され、上記実印及び印鑑は、いずれも7月14日以降の捜索時に実家敷地内の北東側建物1階から南京錠で施錠された工具箱(以下「本件工具箱」という。)から発見された。上記委任状は、被告人が使用する実家の2階の被告人の部屋に置かれているパーソナルコンピュータ(以下「被告人実家のパソコン」という。)により2月4日に作成されたとうかがえるものであった。

以上からすれば、B号室の所有権移転登記を行ったのは被告人であると推認できる。

ウ A所有の自動二輪車2台(ホンダCB400F、車台番号「●●●●●●●●-●●●●●●●●」。以下、「CB400F」という。ヤマハS650、車台番号「●●●●●●-●●●●●●●●」。以下、「S650」という。)の名義人の変更登録について

2月8日、I運輸局G運輸支局C自動車検査登録事務所において、A所有の自動二輪車2台(CB400F、S650)の各所有名義をAから被告人に変更する旨の変更申請手続がされた。その際に提出された各変更申請書及び添付書類の一部から被告人の指紋が検出されたが、Aの指紋は検出されていないところ、上記各譲渡証明書に記載されている旧所有者欄の筆跡は、Aのものとは別人の筆跡と推定され、被告人の筆跡と推定された。また、各譲渡証明書に押捺された印影は、被告人の実家から発見された実印によって押捺されたものと推定された。

以上からすれば、CB400F、S650の各所有名義をAから被告人に変更する申請手続を行ったのは、被告人であると認められる。

エ A名義のC信用金庫の普通預金口座から、被告人が管理するA名義のM銀行の普通預金口座に対する送金及び同口座からの出金

2月1日(午前1時57分)、A名義で、M銀行N支店の預金口座の開設

申込みがされたが、上記手続は、被告人が使用する実家の共用パソコンからインターネット経由で行われたものであった。その際、身分証明書類として提出されたのはA名義の運転免許証であり、連絡先として届け出られた携帯Eメールアドレスは、A使用に係る携帯電話機端末で取得されたものではなく、上記パソコンを使用して取得されたものであった。なお、この口座に係るキャッシュカードは、同月6日にbに郵送されており、被告人が同日午前11時12分頃から午前11時16分頃までの間、同マンションのエントランスにおいて配達員と接触し、受領している。また、A名義の運転免許証は、後記カのとおり、7月14日以降の被告人の実家の捜索時、本件工具箱から発見されており、2月1日の時点で被告人の管理下にあったことが推認される。

その後、被告人は、同月8日から同月14日にかけて金融機関のATMでC信用金庫D支店のA名義のキャッシュカードを使用して、上記口座から同人名義のM銀行の口座に合計454万円を送金した。同月9日、被告人はP銀行のATMで、M銀行のA名義の口座から20万円を出金した。

以上から、被告人はA名義のC信用金庫の普通口座から被告人が管理するA名義のM銀行の普通口座に対して、合計454万円を送金し、同口座から20万円を出金したと認められる。

#### オ Aの年金受給口座の変更

(ア) 2月12日付けで、A名義でS銀行の普通預金口座開設申込みがされた。この申込書類は、インターネットを経由して入手されたものであり、押捺された印鑑は本件工具箱内に保管されていたものであった。また、A名義の運転免許証の写しが添付されていたが、同申込書からは被告人の指紋が検出されたものの、Aの指紋は検出されておらず、Aの署名欄の署名は同人のものとは別人の筆跡と推定され、被告人の筆跡と推定された。また、A名義のS銀行の預金通帳及びキャッシュカードは、2月

18日、B号室宛てに郵送された。

(イ) 3月26日頃、Aの老齢厚生年金の受取金融機関をC信用金庫のA名義の口座からS銀行のA名義の口座に変更する旨の届出書類及び添付資料としてA名義のS銀行C支店の預金通帳の写しが、年金事務所に提出された。

その際、提出された「年金受給権者受取機関変更届」の筆跡は被告人の筆跡であり、Aの筆跡とは別人のものと推定され、同変更届からは被告人の指紋のみが検出された。

以上からすれば、A名義のS銀行の口座開設手続は、被告人が行ったもので、同口座開設以降、被告人が管理していたこと、また、被告人がAの年金受給口座についてC信用金庫から被告人が管理する上記S銀行の口座に変更する手続を行ったことが認められる。

カ 被告人が所持していたAの所持品

7月14日以降の捜索時、本件工具箱から、携帯電話機1個、印鑑5本（4本は「A」との刻印があり、1本は実印であり、「A」と刻印があった。）、B号室の鍵3個、A名義のクレジットカード1枚、キャッシュカード1枚、通帳1冊、自動車運転免許証1枚、年金手帳1冊、企業年金連合会老齢年金証書1通、国民年金・厚生年金保険年金証書1通、医療共済証書1通、火災保険証券1通、市民カード1枚、マイナンバー通知カード1枚等が発見され、実家敷地内から、CB400Fの鍵2個、S650の鍵1個が発見された。

キ その他の事情

7月15日及び同月19日の実家及びB号室の捜索時に、①Aが被告人に対し1月24日付けでB号室を代金750万円で売ったとする領収書、②Aが被告人に対し1月24日付けでムーヴを代金10万円で、CB400Fを140万円で、S650を50万円で売ったとする各領収書が、そ

それぞれ実家及びB号室から発見された。上記①、②の各領収書に関するデータは、いずれも7月15日にB号室から発見されたSDカードに記録されていたが、いずれも2月9日に更新・作成されたものであった。そして、①の売買契約に関する契約書・登記申請書等のデータは、7月14日に押収された被告人が使用する2階の被告人の部屋のパソコンから発見されているが、これらは2月4日に更新・作成されたものであった。

Aは、家族や知人に対し、自己の財産を手放す意向を示したことはなかった。また、Aは、平成27年10月24日以降、1月28日の最終生存確認日時まで、ムーヴに毎日のように乗って外出する姿がbの防犯カメラに記録されていた。また、Aは、1月時点でC信用金庫に約1022万円の定期預金を持っていたところ、定期預金は引き出されていなかった。さらに、関係証拠上、被告人とAは、平成25年3月のAの退職まで、勤務先の同僚であったことが認められるが、その後、両者に接点があったことはうかがわれず、bの防犯カメラの記録が残っている平成27年10月24日以降1月24日までの間に被告人が同建物内に立ち入った姿は認められない。

#### ク 小括

まず、被告人は、7月14日の実家の搜索時点で、Aの携帯電話や自動車運転免許証、クレジットカード、マイナンバー通知カード、実印を含む印鑑等の所持品（以下、「Aの所持品」という。）を所持しているが、日常生活を送る上で常時必要となるようなものが含まれており、被告人がこれらをAから任意に預かったとは考え難い。

また、被告人の実家及びB号室から発見された領収書、売買契約書等を前提とすると、Aから被告人に対し、B号室、ムーヴ、CB400F、S650を売却したことになるが、Aが管理していたC信用金庫D支店の同名義の口座に上記各代金に相当する入金になされた形跡は一切ない。ま

た、被告人にこれらの合計額となる950万円の原資となるような資産の存在はうかがわれない。

また、関係証拠によれば、Aが、1月下旬から2月初旬にかけて、最終生存確認日時まで生活の拠点としていたB号室を親族や親しい友人に事前に説明もせず引き払うような事情や最終生存確認日時まで毎日のように使用していたムーヴ、移動手段であるのみならず、趣味としていた自動二輪車2台を任意に他の者に処分するような事情はうかがわれない。さらに、Aと被告人は、上記のとおり、退職後にも関わりがあったことはうかがえないのであって、退職後の生活資金であったA名義のC信用金庫の口座の普通預金のほとんど全てを被告人に対して送金する特段の事情は認め難いし、年金の受給口座を被告人が管理する口座に任意に移転する理由も考え難い。

さらに、被告人は、本来Aが記載すべきムーヴの申請依頼書の旧所有者欄、CB400F、S650の各譲渡証明書の譲渡人欄等について自ら記載しているが、財産の権利の帰属に関する重要な書類の自署が予定されている部分について、他人に記載させることは通常考えられない。

加えて、B号室の所有権移転登記申請に係る委任状、ムーヴの申請依頼書、CB400F、S650の各譲渡証明書に押捺されている印鑑は被告人が7月14日時点で所持していた印鑑であること、被告人は同日時点でAの所持品を実家において所持していたところ、Aの運転免許証についても2月1日時点で既に所持していたと認められることも考慮すれば、被告人が2月1日時点までにAの印鑑及び運転免許証をはじめとするAの所持品の一部について自らの支配下に移転していた可能性が高いといえる。なお、AのC信用金庫D支店の定期預金及びホンダのCD125（通称「ベンリー」。以下、「ベンリー」という。）に関する財産移転行為が行われなかったのは、名義人であるAの関与が不可欠であったり、第三者方で保管さ

れていたためであることがわかる。

以上を総合考慮すれば、Aが被告人に対して任意に自己の財産のほとんど全部を譲渡する理由はうかがわれない。そして、Aが通常どおり生活している間に、密かにAの印鑑等を用いて財産移転行為を行うとすれば、Aにそのことを知られる可能性があるため、各種財産移転行為を立て続けに行うことは考え難いのであって、遅くとも2月1日までに、Aの財産移転行為を行ってもAがこれを認識できない状態に至っていることを被告人は知っていたと推認することができる。

(2) 被告人がAの最終生存確認日時以前から、Aの財産を取得するための情報収集をしていたこと

被告人は、平成26年2月28日、B号室の集合ポストの様子を撮影した画像を、自己のメールアドレス宛てに送付し、AのC信用金庫の預金口座のキャッシュカードの暗証番号も同様に送付し、同年3月3日、bの7階の一室の価格情報の広告を自己のメールアドレス宛てに送付した。被告人は、平成27年12月15日、B号室の建物登記情報を自己のメールアドレス宛てに送付した。被告人は、b周辺の画像やbの物件情報を調査したウェブサイトを開覧した。1月26日には、bの間取り及び外観の写真、納付すべき税額の試算、不動産を売買により取得した場合の登記申請書の様式等を自己のメールアドレス宛てに送付したほか、法務省のウェブサイトを開覧して、登記原因証明情報及び登記申請に関する委任状の書式等をダウンロードするなどした。被告人は同月27日、b地下駐車場のムーヴの駐車位置、車両番号などをメモして自己のメールアドレス宛てに送付し、登記申請手続のための必要書類を検索し、bの物件情報を入手していた。同月28日、被告人は法務省のウェブサイトアクセスし、自己契約・自己代理も可能であることを調査した。

以上からすれば、被告人はAの最終生存確認日時以前の段階で、B号室

の取得について関心を有していたことがわかる。

(3) 被告人の最終生存確認日時前後の行動

ア 1月25日の被告人の行動について

Aは、1月25日午後6時9分頃、B号室の郵便ポストを確認した後、外出し、午後10時1分頃、帰宅した。被告人は、その間の同日午後7時8分頃、同郵便ポストから透明ビニール袋様のものを持ち出し、同日午後7時27分頃、f店において、B号室の鍵とうかがえるものを含む5本の鍵の写真を撮影し、同日午後7時52分頃、同店において、同じ鍵束に鍵が9本取り付けられている写真を撮影し、同日午後8時16分頃、何かを集合ポストの外側から投函しているところ、同日午後7時50分頃、上記店内の鍵店において、4本の鍵の販売履歴があった。

以上の経緯からすれば、被告人はB号室の郵便ポストから同室の鍵を持ち去り、合鍵を作製した後、同室の郵便ポストに同室の鍵を入れた可能性が高いと考えられる。また、仮にAが被告人に対し合鍵を作製することを承諾していたとすれば、Aの留守中に被告人が郵便ポストから鍵を取り出し、合鍵を作製する必要性は乏しいと考えられるから、Aは被告人がB号室の合鍵を作製することについて承諾していなかった可能性が高いといえる。

イ 1月27日の被告人の行動

被告人は、1月27日午前1時52分頃、台車2台が積載されたスバルサンバー（以下、「サンバー」という。）に乗って、bの地下駐車場に入ってきて、同日午前2時11分頃、Aのムーヴの駐車スペースなどの情報を自己宛てにメールし、同地下駐車場をうろついていた。被告人は、同日午前2時29分頃以降、bの駐輪場に出て、鍵を使ってb建物内に入り出したり、うろつくなどした。被告人は、同日午前2時39分頃以降、再び同地下駐車場に入り、台車を押して同地下駐車場内をうろつき、



同日午前2時46分頃以降、台車を押してbのエントランスからオートロックを解錠して同建物内部に入った後、同建物から外に出て、同日午前2時59分頃、台車をサンバーに積み、出て行った（なお、防犯カメラ上、被告人の容姿が直接記録されていない箇所も存在するが、被告人の容姿が直接記録されている場所及び時間が近接していることから、全体として上記のように認定できる。）。

ウ 1月29日の被告人の行動

被告人は、1月29日午前2時4分頃、白色手袋、上下つなぎを着て、白いビニール袋を持って、b駐輪場前の通路に入って来て、周囲をうかがいながら同通路をうろついたり、b地下駐車場への歩行者用通用口の階段を上り下りし、防犯カメラを見ながら、b建物南側歩行者用通用口へ向かい、同通用口ドアを鍵で開けて、同日午前2時10分に、様子をうかがいながらbの建物内部に侵入した。

被告人は、同日午前2時24分、b建物南側歩行者用通用口から後ろ向きに出てきて、bの駐輪場前の通路に現れ、その際、左手には白いビニール袋を持っていた。被告人は通路に出ると、b敷地南側歩行者用出入口方向に向かい、同歩行者用出入口から1度敷地外に出て、同日午前2時31分頃、再びb地下駐車場内に戻って来たが、その際、被告人は手に何も持っていなかった。その後、被告人は、b地下駐車場の中をうろついた後、b建物北側通用口の方に向かって出て行った。

以上の被告人の行動及び上記のとおり被告人がB号室の合鍵を所持していたことからすると、被告人はAの最終生存確認日時の直後に同室に立ち入ることが可能であったといえる。

エ 1月30日、31日の被告人の行動

(ア) 被告人は、1月30日午前2時33分頃、段ボール箱などを載せた台車を押して、bのエントランスに現れ、同建物内部に入り、同日午

前3時30分頃、台車に白色ビニール袋様のもので包まれた段ボールと同様の形状のものを載せて、エントランスに現れ、建物の外へ出て行った。

そして、形状や特徴に関する画像解析を踏まえた鑑定を行った結果、7月14日に実家から押収された台車のうちの1台は、被告人が上記のとおり、1月30日午前2時33分頃から午前3時30分頃までの間、bに出入りした際に被告人が押していた台車と同一であると判断されるどころ、同台車にはAのDNA型と矛盾しないと判断された血痕が付着していた。

このときの台車上の白色ビニール袋様のもので包まれた段ボールと同様の形状のもののおおきさは、Aと同様の体格の人間を収納することは困難であるが、死体の頭部及び四肢が切断されているなどの場合には、収納することが可能なものであった。

被告人は、同日午前10時頃、g店に、B号室について「E」名で畳6枚を新調する見積もりを依頼し、その際、既存の畳は自分で処分することを告げた。

1月31日午前2時30分、被告人は、サンバーをbのエントランス前に駐車し、同日午前2時34分から午前2時36分までの間に、畳2枚を縦に抱えた状態で、エントランスと建物内部を三往復し、合計6枚の畳をエントランスの外へ運び出した。そのうち1回目に運び出した2枚の畳には、2枚の畳が重なり合った部分に広範囲にわたり血液様のものが付着していることが確認でき、そのうち1枚の畳の表面には広範囲にわたり赤い染み様のものがあり、2回目に運び出した2枚の畳には、そのうち1枚の畳の表面に赤い染み様のものが確認できる。

(イ) 上記事情の意味合い

まず、被告人は、最終生存確認日時から近接した1月30日午前2時33分から午前3時30分までの間及び1月31日午前2時30分から午前2時36分までの間、B号室に立ち入る機会があった。

被告人は1月30日午前10時頃に畳の新調を業者に依頼した際、わざわざ自分で既存の畳を処分する旨業者に告げ、1月31日の深夜という人目のない時間帯を選んで畳6枚を運んだのであるから、被告人には既存の畳を他人に見られると不都合な事情があったことがうかがわれる。そして、1月31日に運び出した畳の一部には血液様のもので赤い染み様のもので確認でき、しかも広範囲にわたって染みが確認されたものであり、上記事情も併せて考慮すれば、1月31日に運び出した畳の一部には、1月30日午前10時の時点で相当量の血液が付着していた可能性が高い。

上記のとおり、1月30日午前10時の時点でB号室の畳に相当量の血液が付着していた可能性が高いこと、7月14日に実家から押収された台車のうちの1台は、被告人が1月30日にbに出入りした際、押していた台車と同一であると認められ、AのDNA型と矛盾しない血痕が付着していたこと、さらに、被告人とAの間には、平成25年のAの退職後、接点があった節はうかがわれないことを併せて考えると、被告人が1月30日に押していた台車に、積み荷を載せるなどした際にAの血液が付着したことが認められるとともに、同月31日に搬出した畳に付着していた血液はAのものである可能性が高いといえる。したがって、遅くとも1月30日の時点でAは相当量の出血をしていた可能性が高い。

さらに、被告人が1月30日午前3時30分頃に押していた台車の上にあった段ボール箱の大きさは、生存しているAを収納することは容易でないと考えられるが、その時点で、Aが死亡していたならば、

頭部や四肢を切断するに至らない状態でも、部分的に切断又は骨折させるなどして収納することは十分に可能であったと考えられる。

弁護人は、この点につき、Aの頸椎には人為的に切断されたと認めるに足る痕跡はないこと、切断していなければ、被告人が搬出した箱様のものに遺体は入らないこと等を指摘して、被告人が犯人でないと主張する。しかし、Aの死体を解剖した医師hの証言によれば、頸椎に人為的な切断の痕跡はないものの、骨自体が焼損により炭化したり、漂流により平面状になっていたため、痕跡が指摘できなくなったとしてもおかしくなく、切断の有無については断定できないとしており、人為的に切断された可能性も否定できない。また、頸椎を切断しなくとも、上述のように、他の部位を切断、あるいは骨折させるなどして被告人が搬出した箱様のものに入れることが可能であると考えられるから、弁護人の主張は採用できない。

以上からすれば、1月30日午前3時30分に被告人がbから運び出した段ボール様のものにはAの死体が入っていた可能性が高い。

#### (4) 前記財産移転行為後の被告人のAの財産に関する言動

##### ア 被告人とAの妹のiのやりとり

Aの実妹であるiは、3月末頃に兄のjからAが所在不明であると知らされてから、同人の行方を探していたところ、3月30日、B号室を訪れた際、被告人の実家の住所・氏名が伝票に記載されている宅配の箱を見つけた。そこで、iは、3月31日、上記伝票に記載されていた実家を夫とともに訪問した。その際、被告人は、iに対し、bを750万円をAから買った、Aは2年くらい住むというので、bを貸す予定でいた、ところが、Aはいなくなって連絡がとれない、ただ、Aと電話がつかないことはよくある、Aは兄嫁が亡くなったので、香川に帰ると話していた、第三者に貸したいが、Aと連絡がつかないので、ハウスク

リーニングもできないと述べ、Aのバイクについては、Aが知り合いの業者に売ったそうだ、40万円と50万円で売れたらしい、ムーヴについては、Aがいらないと言うので、自分が10万円で買った、運転免許を更新する気がないから自分に売ったのだと思う、などと話した。4月5日、被告人とiの夫が電話をした際、被告人は、人に貸すので、荷物を引き取ってほしいなどと述べた。その後、被告人と電話で話した際に、5月1日から第三者に貸す予定だというので、iが公共料金の引き落とし口座をAのものから被告人の口座に変えるよう求めたが、被告人はそれには反論はしなかった。4月20日、被告人がi方を突然訪問し、Aの荷物として金庫ほか13点を置いていった。

以上からすると、被告人がAのバイクを知り合いの業者に売ったと話したという部分は、Aが被告人に対し1月24日付けでCB400Fを140万円で売ったとする領収書、1月24日付けでS650を50万円で売ったとする領収書、さらには、名義人登録申請の際に提出された2月8日付けのCB400F、S650の譲渡証明書とも矛盾するものであり、虚偽の内容である。このように被告人がiに述べたという内容は明らかな虚偽を含むものであったといえる。

#### イ 国民健康保険料の支払い

Aの平成27年6期分ないし8期分の保険料納付通知書はAの最終生存確認日時以降にB号室の郵便ポストに配達されたところ、被告人は同配達から近接した日時に同郵便ポストから郵便物を取り出している上、その直後に保険料が支払われていることから、被告人がAの平成27年6期分ないし8期分の保険料を支払った可能性が高い。上記のとおり、被告人が2月1日までにAから被告人への財産移転行為をAが認識できない状態にあることを知っていたと認められることも併せ考慮すれば、これらは、Aが生存していることを装うための行動とみることができる。

(5) 被告人の他者に対する犯行に関する言動

ア 被告人のcに対する犯行に関する供述等

(ア) c供述の要旨

cは7月23日、検察官に対し、要旨以下のとおり供述し、その内容を録取した供述調書が作成された。

自分は、被告人とは平成27年7月頃知り合った司法書士試験の受験仲間であり、被告人から日頃、「先生」と呼ばれていた。4月21日、被告人とk店で会い、自分に対し、契約書の日付の時点ではAは死んでいた、バラバラにして捨てたが、殺人では警察は持って行けない、死体が出てこないからなどと述べた。また、被告人から死んだAの歯を抜いたこと、湖の潮の満ち引きを計算して捨てたこと、Aの死体を焼いたことなども聞いた。7月8日、浜名湖でバラバラになった遺体が発見されたという報道を見て、被告人に連絡をし、その遺体がAなのかと尋ねると、被告人は、全然違います、仮に先生に話したAさんの話が本当だとしても、死体の状態が違いますよねなどと応じた。

(イ) 被告人とc間の通信アプリケーションでのやりとり

被告人はcと通信アプリケーションソフトであるLINEで、次のようなやりとりをした。

7月8日、被告人が、「場所わかりました。完全無関係です。距離ありすぎ。ダイバー問題ないです。」などと送信すると、cは、「本当にEさんがやったのですか?」「嘘であって欲しいんですが。」などと返信した。これに対して、被告人は「すみません。1で現在も生活しているとしか言えません。」などと送信すると、cは、「30代男性ですね。」などと返信し、被告人は、「これで100パーセント別人ですね。」などと送信した。

同月13日、cが被告人に対し、LINEで「県外からも行方不明者の家族がm署に連絡してる。」などと送信したり、「n橋から遺棄か」といっ

たニュースのウェブページを伝えると、被告人は「発見の翌日に、大雨で増水してます。指紋とった時にもう指紋も無いでしょうね無理でしょうね。」と返信した。

(ウ) cの供述等の信用性

cは、上述のように被告人から先生と呼ばれ、後記のように被告人から被告人が賃借していたZ号室の鍵を渡されるほど被告人と親密な関係であり、被告人を陥れるために虚偽の供述をする動機はうかがえない。また、cの供述のうち、cが4月21日、k店に行ったことについては、cが使用していたムーヴのカーナビゲーションの走行ログと合致する。さらに、Aの死体をバラバラにしたこと、Aの体を焼いたこと、歯が抜かれていたこと、死体を浜名湖に捨てたことは他の客観的証拠と合致している上、cの上記検察官調書はAの死体が発見された8月31日より前に作成されたものであり、犯人以外知り得ない情報であったといえる。また、これらの内容は、被告人とのLINEでのやりとりとも整合するものである。したがって、cの供述調書の内容は信用できる。

他方、被告人は、上記のように、cに対し、「仮に先生に話したAさんの話が本当だとしても」などと前置きをした上で発言しており、虚偽の内容の話をした可能性は残る。しかし、Aの死体をバラバラにし、焼いたこと、Aの歯を抜いたことに関する被告人の供述の部分は客観的証拠と合致するため、被告人がcに対して真実の犯行告白をしていたとみることができる。

イ 被告人のdに対する犯行に関する供述

(ア) 証人dの証言要旨

6月29日、自分は窃盗の被疑事実で逮捕され、o署のp号室に留置されていた。7月14日、被告人が逮捕され、隣の房に留置された。それから1週間くらい経過したとき、自分から、毎日遅くまで大変だねな

どと初めて被告人に話しかけた際、被告人からおじさんを殺したあと若い子を殺したなどという話を聞いた。

被告人が、キャッシュカードか詐欺関係で捕まっていたので、そっちは大丈夫なのかなどと尋ねると、被告人はもう本人がこの世にいないから、そっちはマンション取るために殺したんで意味のない殺人ですねなどと話した。さらに、被告人から、死体の処分について、おじさん、若い子とも浜名湖周辺の同じところに捨てたと聞いた。その後、被告人は自分に対し、犬ってどれくらい嗅覚あるんですかなどと聞き、その質問の趣旨について尋ねると、被告人は肉片とか出たら困るなどと話した。また、「先生」と呼ぶ親しい付き合いのある人物がいることも話していた。

#### (イ) 証人 d の供述の信用性及び意味合い

d 証言によれば、被告人はAの殺害等について犯行告白を行ったこととなるが、被告人が警察に身柄拘束を受けている状況下で、隣房者であったdに対して、あえて虚偽の犯行告白を行うとは考え難い。また、Aの死体が発見される以前の段階で、①若い子とおじさんの2名が殺された、②2名の死体を浜名湖に捨てた、③「先生」と呼ぶ親しい付き合いのある人物がいること、④おじさんの方はマンションを取るために殺したという点は犯人でなければ知り得ない内容であり、①ないし③については客観的な事実とも整合することから、被告人が客観的な証拠と合致する事実については、真実の内容の犯行告白を行った可能性が高いといえる。

#### 4 まとめ

上記2のとおり、Aの最終生存確認日時後に、犯人はAを死亡させ、犯人又はこれに準じる者がB号室からAを屋外に運び出し、その後焼損して、浜名湖に遺棄したものと認められる。

一方、被告人は、Aが被告人に対して任意にAの財産の大部分を譲渡する理



由はうかがわれないにもかかわらず、各種財産移転手続を行っていること、遅くとも2月1日の時点で被告人はAの所持品を承諾なく所持するに至った可能性が高いといえる（上記3(1)ク）ことからすれば、被告人がAの財産を移転する行為を行ってもAがこれを認識できない状態に至っていることを知っていながら、Aの所持品を奪い、各種財産移転手続を行ったと推認できる。

また、Aが死亡させられ、bから運び出されたのは、それまでのAの行動状況からして最終生存確認日時からそれほど間がない時期であったと考えられるところ、被告人は、Aの最終生存確認日時以降である1月29日、30日、31日のいずれも深夜、現実にはB号室に立ち入る機会を有している。さらに、その機会は、単なる立ち入りにとどまらず、Aを殺害した上、その遺体を段ボール箱に入れて台車で運び出し、Aの血痕が付着した畳を運び出した機会であった可能性を示す客観的事実があるものである。

加えて、被告人は、iに対し、Aが生存しており、被告人に財産の一部を売却したとする虚偽の説明を行い、Aの遺体発見前にcに、Aの死体をバラバラにして焼損し、浜名湖に遺棄した旨の告白をし、dに対し、マンションを取るためにAを殺したという犯行の告白をしている。

さらに、被告人は、Aの最終生存確認日時までに、B号室の登記情報等を入手しており、取得について関心を示していたことがうかがえる上、1月25日にAの承諾なく、B号室の合鍵を作製し、同室に自由に立ち入る準備をしていた可能性が高く、同月27日には、車で運んできた台車をb内に入出入りさせるなど同月30日と同様の動きをしており、30日の事前準備のために行ったとみることができる行動をしている。そして、被告人は、Aの最終生存確認日時直後の2月1日からAの各種財産を移転する行為を立て続けに行っている。

以上からすれば、被告人は、B号室等の財産を取得するために、その手続に必要なAの実印等を奪う目的で事前に準備を整え、1月29日頃にAを殺害し、その遺体を段ボール箱に入れて台車で運び出し、その後Aの血痕が付着した畳

を運び出したことが合理的に推認できる。

そうすると、被告人が、Aを殺害してAの実印等の財物を奪取し、Aの死体を焼損、投棄した犯人であり、その後何らの権限なく、不正に入手したAの印鑑を使用するなどして、申請書類等を偽造・行使してマンション、軽四輪自動車1台、自動二輪車2台の名義を移転する不実の記録をさせ、また、不正に入手したAのキャッシュカードを使用してA名義の信用金庫口座から、自己が不正に管理するA名義の銀行預金口座に不正に振込送金し、その口座から一部を引き出して窃取し、さらに、不正に入手したA名義の印鑑を使用して変更届を偽造・行使し、Aの年金受給口座を変更した上、年金を騙し取ったことは優にこれを認定できる。

## 第2 判示第10及び第11の事実について

### 1 争点

本件の争点は、犯人性である。

検察官は、①aが最終生存確認日時である7月5日午前零時8分以降、間もなく、Z号室で何者かに刺殺され、その後、aの死体は、Z号室で切断され、浜名湖付近に遺棄されたこと、②被告人がaを浜松に呼び寄せ、自分が借りていたZ号室に寝泊りさせていたこと、③被告人にはaの最終生存確認日時の直後、aを殺害する機会があったこと、④被告人が、最終生存確認日時以後、Z号室から、aの死体が隠匿された可能性の高い物を搬出したり、室内のaの血痕を拭き取るなど、aを殺害した痕跡をなくすためと認められる行為をしていたこと、⑤被告人がaの最終生存確認日時に近接する時期に、左手首に切創を負ったこと、⑥被告人の実家から押収されたスバルサンバーの荷台から、aの血痕が検出されたこと、⑦被告人が、保険証、キャッシュカード、眼鏡、携帯電話等aの生活に必要なものを隠し持ち、これらを遅くとも7月6日には手元に置き、利用可能な状態にしていたこと、⑧被告人が7月6日にaの携帯電話にかかってきた問い合わせに対し虚偽の回答をするなど、aの生存伪装工作を

していたこと、⑨被告人がdに信用できる犯行告白をしたこと等を指摘して、被告人がaを殺害した犯人であると主張する。

これに対し、弁護人は、①d証人の証言が信用できないこと、②被告人にはaを殺害する動機が見当たらないことを指摘して、検察官は被告人が犯人であることを証明できておらず、被告人は無罪であると主張する。

当裁判所は、当事者双方の主張を踏まえつつ、被告人の犯人性を認めた。以下、その理由を説明する。

## 2 犯人の行為について

### (1) aに対する刺突行為について

aの死因は右側腹部刺切損傷による肝臓損傷及び血気胸であり、それぞれ一つだけで致命傷となりうるものである。この損傷は、やや背中寄りの右側腹部から肝臓右葉を損傷し、横隔膜を貫通し、右肺まで至っている上、その深さは約20センチメートルまで達し、傷の表面が整っていることなどから、有尖の刃器を用いて非常に大きな力で刺されたと認められる。そして、aの死体の肝臓に創洞が2か所ある上、架橋組織片が現存していたことから、2回の刺突行為があったと認められる（なお、hは約500体の死体解剖を行うなど豊富な経験を有する法医認定医であり、証言内容も合理的であるため、信用することができる。）。

自分自身で背中寄りの右側腹部の位置を非常に大きな力で突き刺すことは考え難いため、aは他人による刺突行為によって殺害されたと推認できる。また、傷の部位、深さ及び傷が整っていることから、もみあい等によって偶然に生じた傷であることは考え難く、上記刺突行為は他人による意図的なものであったと認められる。したがって、犯人はaを2回の刺突行為により殺害したといえる。

### (2) aの殺害現場について

7月14日の捜索時のZ号室のフローリング床面には、血液が付着してい

るものの、拭き取られた形跡が認められたところ、血痕はいずれも人血であり、その多くはaのDNA型と一致していることから、そのほとんどがaの血液と認められる。そして、Z号室のフローリング床面に付着した血液の広がり状況等から、aの出血量は1500ミリリットル超であったと推定される（証人hの、aの出血量に関する供述もこれと矛盾しない。）。おおよそ3分の1の血液が失われると、重篤な状態に陥るとされているところ、aの体重（約62.4キログラム）から推定される全血液量（体重の七、八パーセント）を考慮すると、aは右側腹部に受傷した後、Z号室内で重篤な状態に至ったと認められる。また、aは死因となった損傷の受傷後、1ないし数分で自ら活動することが困難となったと考えられる。そうすると、上記刺突行為の後にaがZ号室に入り、出血が生じたとは考え難い。したがって、犯人がaを刺突行為により殺害したのは、Z号室であったと推認できる。

### (3) 殺害の日時について

7月5日午前零時6分まで、aと被告人はオンラインゲームの「将棋式」を起動させて、ゲーム中にチャットをしており、その直後の午前零時8分にaは自己のアカウント名「q」でツイッターの投稿をしたことから、この時点の投稿はa本人が行ったものと推認でき、少なくともこの時点までaは生存していたと認められる。また、その後aは、それまで毎日のようにしていたツイッターの投稿を全く行っていないことが認められる。以上からすると、aの最終生存確認日時はこの時点といえる。

一方、同月8日午前6時20分頃以降にaの死体は発見されたことから、犯人は、7月5日午前零時8分から7月8日午前6時20分頃までの間にaを殺害したといえる。

### (4) 殺害後の犯人の行動について

7月8日、aの死体は頭部、両下肢が切断された状態で発見されている。一方、aのDNA型と完全に一致する頸椎の身体側の骨片がZ号室で発見さ

れ、頸椎の切断に使われた道具は木工用手引きノコギリであるとして矛盾しないとされていることから、犯人はZ号室でaの死体の頭部を切断したと推認される。

そして、死体の頭部を切断した目的は死体を発見されにくい状態にするとともに、運びやすくするためであると考えられるから、両下肢についてもaの頭部の切断と同じ機会に切断されたものと考えられる。したがって、犯人はaの頭部、両下肢をZ号室で切断したと推認できる。

#### (5) 血痕の払拭行為について

また、7月14日のZ号室の捜索時に、居間のフローリングの目地に血痕が付着し、床板の裏面には薄まった血液が染み込み、床下のコンクリート部分にまで血液が流れ落ちた痕跡が認められた。これらの多くの血液は、aの血液と合致するものであり、殺害行為や死体損壊行為直後には、aの相当量の血液が床板の表面に流出していたものと推認できる。他方、捜索時には、Z号室居間のフローリングの床板の表面には、目地以外に目立った血痕は認められなかったことから、何者かがフローリングの血痕を払拭したことが推認できる。そして、警察に通報することなく、このような血痕を払拭する目的は犯行の発覚を妨げる以外には考え難いから、結局、血痕を払拭したのは、犯人あるいはこれに準じる立場にある者であると合理的に推認できる。

### 3 被告人の行為について

#### (1) 被告人が7月3日以降、借りていたZ号室にaを寝泊りさせていたこと

被告人は、4月25日、Z号室を賃借し、同室の鍵3枚の交付を受けた。そのうち、1枚については、被告人はcに交付したが、7月3日にcは被告人に返却している。その後、被告人は同日午後9時過ぎにaをZ号室に送り届け、同月4日午後6時30分過ぎにもaをZ号室に送り届けた。同月11日、被告人はZ号室の賃貸借契約を解約する手続をしている。

cはaが同月3日に浜松市内に来ること、aをZ号室に住まわせることを





められる。

以上からすると、被告人は、③の同日午後2時18分頃にZ号室から約0.4キロメートルの郵便局の前をuに向かう方向で進んでおり、④の同日午後9時52分頃には、同室に近接した地点で同室から離れる方向に進んでおり、被告人は、同日午後2時18分頃から同日午後9時52分頃までの間に、Z号室に入る機会があったことが認められる。

(3) 被告人がZ号室に7月5日以降に立ち入ったこと

被告人は、7月5日午前9時33分頃、Z号室から約0.4キロメートルの地点にあるt郵便局の窓口でゆうパックの段ボール(特大)を3枚買った。そして、被告人は、同月5日午後1時17分頃、vで商品を購入した。購入した商品の内訳は、キッチンタオル(4ロール)6袋、洗車ブラシ1本、出荷段ボール(新鮮野菜と記載のもの)19枚、大型ポリ袋(黒色)1袋、メリヤスウエス(1kg入り)2袋であった。

7月14日のZ号室の捜索時には、vで買ったとされるものと外観が類似しているキッチンタオル6袋(うち、未開封のもの5袋及び開封済みのもの1袋)及び同タオルの使いかけのもの1本、ブラシ1本、段ボール(「新鮮野菜」と記載のもの)16枚、同段ボールを組み立てたもの1個、ビニール袋入り大型ポリ袋(黒色)1袋、メリヤスウエス(1kg入り)2袋が発見された。また、「v」と印字されたビニール袋の中から、7月5日午後1時17分頃にメリヤスウエス(1kg入り)2袋、キッチンタオル(4ロール)2袋、洗車ブラシ1個をvで買ったことを示すレシートも発見された。また、ゆうパックの特大の段ボール3枚も発見され、箱の入っていたビニール袋の中から、7月5日午前8時31分に段ボールをt郵便局で買ったことを示すレシートも発見された。

これらの物品は外観が類似している上、一部の物品を上記日時に購入したとするレシートも付近で発見されているほか、同時刻に被告人がv及びt郵



便局にいたことに照らすと、被告人は、7月5日に、t郵便局、vでこれらのものを購入した後に、Z号室に運び入れたものと推認できる。

(4) 被告人がaの所持品を所持していたこと

被告人は、7月14日の捜索時、実家敷地内の北東側建物1階から南京錠で施錠された本件工具箱1個の中に、aの所持品を保管していた。その内訳は、aの出所証明書等の書類が入ったクリアケース、「a」と刻印のある印鑑が在中している印鑑ケース、折り畳み財布、a名義の年金手帳、現金2000円及びa名義の住民基本台帳カード、各種キャッシュカード、各種会員カード、診察券、国民健康保険被保険者証、aの住民票が入った長財布並びに眼鏡等であった。同眼鏡はaが使用していた眼鏡と同じ度数であり、画像上形状も同じであるため、aが使用していた眼鏡と同一であると推認できる。

また、aが最終生存確認当時にLINEをするのに使用していたパソコンのハードディスクが7月16日、被告人が当時住んでいたB号室で差し押さえられており、被告人がaの最終生存確認日時後にZ号室からaが使用していたパソコンを運び出したことが推認できる。

さらに、aが使用していた携帯電話9台は、7月14日に差押えられたクラウンから発見され、そのうち1台は助手席座面上の黒色手提げバッグ内に、その余の8台は助手席フロア部の青色チャック付きクリアケース内にあった。8台の携帯電話のうちの1台に対して、7月6日午前11時22分に更生保護法人「x」の職員が電話をかけた際、被告人が電話に出て、「自分は前回の刑の時に情状証人になったEです。aさんは今みかん農園に作業に行っています。」などと話しており、この時点においてaが使用していた携帯電話のうち少なくとも1台を被告人が持っていたことが認められる。

以上のとおり、被告人は、aの最終生存確認日時後にZ号室からaの使用していたパソコンを持ち出していることが明らかであるところ、7月14日

の時点で被告人が所持していた a の所持品中には、眼鏡や携帯電話など日常生活を送る上で常時必要となるようなものが含まれており、被告人がこれらを a から任意に預かっていたとは考え難い。そして、被告人が a の所持品中の携帯電話を 7 月 6 日午前 11 時 22 分の時点で所持していたことからすると、被告人が既にその時点において Z 号室から a の所持品の少なくとも一部を持ち出していたことが合理的に推認できる。

- (5) 軽四貨物自動車スバルサンバー（白色、登録番号●●●●●●●●●●●●●●号、以下、「被告人使用のサンバー」という。）への血痕の付着

7 月 14 日に実家において被告人使用のサンバーが差し押さえられた際、同車の荷台上の板に縦約 6 センチメートル、横約 2.6 センチメートルの血痕が付着しており、この血痕は人血で a の DNA 型と一致した。a は 7 月 3 日に京都から浜松に来たばかりであって、最終生存確認日時が 7 月 5 日、その死体が発見された日時が 7 月 8 日であって、関係証拠上、a が生前サンバーに乗車する機会があったとしようかがわからないこと、血痕の大きさ、血痕が付いていた場所等からすれば、被告人が Z 号室から持ち出した a の血痕が付いた物品を被告人使用のサンバーに積載した際に同車の荷台上の板に a の血痕が付着した可能性が高いといえる。

- (6) 小括

以上の認定事実から被告人の犯人性について検討する。

ア まず、上記 2 のとおり、a は、7 月 5 日午前零時 8 分以降に Z 号室で殺害され、a を殺害した犯人は、その後同室内で a の遺体の頭部と両足を切断し、これらを同室から運び出していること、a を殺害した犯人（あるいはこれに準ずる者）は、殺害により同室の居間の床などに広がった a の多量の血液を殺害後に拭き取ったことが認められる。これらの事実からすると、a を殺害した犯人は、殺害行為のほかに a の遺体の頭部と両足を切断し、切断した a の遺体を運び出すなどの行為を同室で行っており、これら

の行為に必要な相当の時間同室に滞在したこと、犯人には a が同室で殺害されたことを隠蔽する必要があったことが合理的に推認できる。一方、上記 3(1)のとおり、被告人は、殺害された前々日頃に浜松に来た a を、自らが借りていた同室に住ませ、同室の鍵を保有していたことが認められる。これらの事実からすると、被告人は、Z号室に自由に出入りすることができ、また、a が同室で殺害されたことが発覚すれば、a を同室に住ませていた者として真っ先に犯人と疑われる立場にあったものといえる。以上のとおり、上記 2 と 3(1)の事実から、被告人が犯人であることが相当程度推認される。

イ また、上記 2 のとおり、a は、7月5日午前零時8分以降浜名湖で遺体として発見された同月8日午前6時20分までの間に殺害され、その死体は損壊されてZ号室から外に運び出され、浜名湖に遺棄されたことが認められ、a が7月5日午前零時8分以降それまで毎日頻繁に行っていたツイッターへの投稿が見られなくなったことやa の遺体が同室から運び出されてから浜名湖に遺棄されるまで、さらに遺棄されてから遺体が発見されるまでの時間を考えると、a が殺害され、死体が損壊されて、同室から運び出されたのは、a の最終生存確認日時からそれほど経たない数日の間であったことが合理的に推認できるところ、上記 3(2)のとおり、被告人は、7月5日午前2時40分頃、当時住んでいた b から被告人使用のクラウンを運転して外出し、その後同日午前3時28分頃から u 付近の郵便局で段ボールを購入する午前9時33分前後の時間帯に同室に立ち入る機会を有しており、一旦被告人使用のクラウンで b に戻った後、同日午後1時17分頃に v で多数の段ボール等を購入し、今度は被告人使用のデュトロ（トラック）に車を変えて u 方向に向かった上、同日午後2時18分頃から同日午後9時52分頃までの間にも、同室に立ち入る機会を有していたことが認められる。すなわち、被告人は、a の最終生存確認日後遺体として発

見されるまでの間に、現実に同室に立ち入り、aを殺害し、遺体を損壊して運び出すなどの行為を行う機会があったことが認められる。

ウ そして、上記のとおり、aは、7月5日午前零時8分以降浜名湖で遺体として発見された7月8日までの間に殺害され、その死体は損壊されてZ号室から外に運び出されているところ、上記3(5)のとおり、被告人が同室から持ち出した物品を介して被告人が使用するサンバーの荷台上の板にaの血液が付着するに至った可能性が高いと認められる。また、上記3(4)のとおり、被告人は、aの最終生存確認日時から7月6日にaの携帯電話に出るまでの間に、aの所持品の少なくとも一部を、aの意思にかかわらずにZ号室から持ち出していたと推認される。さらに、上記のとおり、aを殺害した犯人は、切断したaの遺体をZ号室から運び出していることから、犯人は、切断した遺体を運び出すための用具をZ号室に持ち込む必要があったと考えられるところ、上記3(3)のとおり、被告人は、7月5日以降多数の段ボール等を持ってZ号室に立ち入っていることが認められ、被告人が、被告人使用のデュトロ（トラック）を運転してu方向に向かい、Z号室に立ち入る機会があった7月5日午後2時18分頃から同日午後9時52分頃までの間では、その前後のトラックの積み荷に増減があったこと、購入した段ボール箱の一部が発見されていないことを併せ考慮すれば、被告人が、同時時間帯にZ号室に段ボールを持ち込み、次に同室を出る際に段ボール等を持ち出して被告人使用のデュトロ（トラック）に積み込んだ可能性が高いといえる。

そうすると、被告人が被告人使用のクラウンでu方向に赴き、Z号室に立ち入る機会があった7月5日午前3時28分頃から同日午前9時33分頃までの間、被告人使用のデュトロ（トラック）を運転してu方向に赴き、Z号室に立ち入る機会があった同日午後2時18分頃から同日午後9時52分頃までの間は、単にZ号室に立ち入る機会であったにとどまらず、被

告人が a を殺害し、その後同室に段ボール等を持ち込み、同室を出る際に、a の遺体を入れた段ボールや a の所持品の一部を a の意思にかかわらずに持ち出したとみることが可能な事情のある機会であったといえる。

#### 4 a の殺害の動機について

以上に対し弁護人は、被告人には a を殺害する動機はないため、被告人は犯人ではないと主張する。そこで、a の殺害の動機についても検討を加える。

この点、検察官は、被告人が a に A との養子縁組を持ちかけ、7月3日、a を A が所有していた b に連れていった際に、A がいなかったことから、被告人が A を殺害したことや、養子縁組が A の財産を奪う目的であることを a が察知したため、口封じとして a を殺害したと考えるのが合理的であると主張する。しかし、b を訪れたことで、a が養子縁組の目的などを察知した可能性が高いとはいえず、A の事件の口封じとして a を殺害したとは認定できない。

#### 5 第三者による犯行の可能性の検討

(1) そこで、念のため被告人以外の第三者が Z 号室に侵入し、a を殺害した可能性について検討を加える。

(2) a が Z 号室に存することを知っていた人物の存在について

前述のように、最終生存確認日時の7月5日午前零時8分以降、a が Z 号室で生活していることを知っていた人物は被告人と c の他にうかがわれな  
い。そして、c は a と会ったことがないと供述しており、殺害する動機がある  
とはうかがわれな  
いし、7月3日に a が浜松市内に来てから7月8日に死  
体が発見されるまで間がなく、a が浜松市内で新たな交友関係を築いたこと  
は考え難い。したがって、a と交友関係があり、a に対して怨恨等の感情を  
有していた第三者が Z 号室に入り、殺害したとは考え難い。

(3) Z 号室の鍵の管理状況について

上述のように被告人は、同室の鍵3枚の交付を受けており、そのうちの1  
枚については、被告人は c に交付したが、7月3日に c は被告人に返却して

いる。同月14日、Z号室の鍵が、B号室の居間テーブル上の鍵束の中から1枚発見され、同室の玄関先靴箱上に置かれたコップ内から「先生」と書いた白色養生テープの貼られた状態の1枚が発見された。このように、被告人が受け取ったZ号室の鍵3枚のうち鍵2枚が、同日、被告人が管理するB号室で発見されたこと（なお、残る1枚については、aの死体発見後、所在が明らかになっていない。）からは、7月5日当時、被告人以外にZ号室にaの意思に反して容易に入ることのできた第三者は存在しなかった可能性が高い。

#### (4) 血痕の払拭行為について

前述のように、犯人はaを殺害した後、aの死体をZ号室で切断してから運び出し、aの血痕を払拭したと認められる。

仮に、aと面識のない第三者が、Z号室に入り、室内にいたaを殺害したとすれば、aの死体や血痕があったとしても直ちに自己が犯人であると疑われることはないため、aの死体を切断して運び出したり、血痕を払拭する必要性は乏しいといえる。また、aの死体を切断し、その血痕を払拭する作業には相当の労力を要する上、相当程度の時間、Z号室に留まる必要があることとなり、aの知人が同室を尋ね、出くわしてしまう危険性が高いと思ってもおかしくない行動といえる。したがって、仮に、第三者がaを殺害したとすれば、Z号室でaの死体を切断して、その血痕を払拭することは合理的な行動とはいえず、第三者が犯人であったとは考え難い。

#### (5) 小括

以上より、被告人以外の第三者がaを殺害したとは考え難く、被告人の犯人性を基礎づける上記各事情は、被告人が犯人でないとしたら合理的な説明がつかないといえる。

### 6 検察官の主張するその他の事情

さらに、以下の事情も被告人の犯人性を基礎づけるものといえる。

(1) aの生存仮装工作について

上記3(4)で認定したとおり、被告人は、7月6日午前11時22分にaが浜松に来る前に居住していた更生保護施設「x」の職員がaの携帯電話にかけた電話に出て、「aさんは今みかん農園に作業に行っています。」などと応答しているところ、被告人の父であるeの検察官調書によれば、aをみかん農園で働かせた事実はないというのであって、被告人がxの職員にaの所在について虚偽を述べたことが明らかである。この事実は、被告人がaの殺害後にその生存を装うためにした行動と評価することができる。

(2) 被告人の犯行告白について

ア 証人dの証言要旨

6月29日、自分は窃盗の被疑事実で逮捕され、o署のp号室に留置されていた。7月14日、被告人が逮捕され、隣の房に留置された。それから1週間くらい経過したとき、自分から、毎日遅くまで大変だねなどと初めて被告人に話しかけた際、被告人からおじさんを殺したあと若い子を殺したなどという話を聞いた。

被告人は、若い子を殺した話について、今は詐欺で捕まっている、でも警察は殺人であげたがっている、若い子の面倒を見てあげていたが、先生の家に泥棒に入ったので許せなくて殺した、施設育ちのポン中だから殺されても警察はいちいち相手にしない、急ぎ仕事だったからちょっといろいろあったなどと話した。さらに、被告人は、本来はパーフェクト犯罪をやりたかった、だけど急ぎ仕事でこうなった、急ぎ仕事だけど中性洗剤でやればDNAごと拭きとれると述べ、被害者の死体について、浜名湖に捨てたが、大雨が降ったので、思った以上に流れている、ダイバーが潜っても大丈夫、海水に何週間も浸かっている、もうDNAは出ないなどと話した。

被告人が、キャッシュカードか詐欺関係で捕まっていたので「そっちは

大丈夫なのか」などと尋ねると、被告人はもう本人がこの世にいないから、そっちはマンション取るために殺したんで意味のない殺人ですねなどと話した。さらに、被告人から、死体の処分について、おじさん、若い子とも浜名湖周辺の同じところに捨てたと聞いた。その後、被告人は自分に対し、犬ってどれくらい嗅覚あるんですかなどと聞き、その質問の趣旨について尋ねると、被告人は肉片とか出たら困るなどと話した。

8月18日に、自分が○警察署長と宗教の自由をめぐってもめると、被告人は「さすが国家公務員」などと言って○警察署長の味方をするような態度をとったので、同年8月19日、被告人に対し、こういう時、普通俺側につくだらう、腕をへし折ってやるなどと言ったものの、その直後、自分としては、被告人との関係は良好に戻ったと認識していた。8月20日に警察官に対し、被告人から聞いた上記犯行に関する話を伝え、供述調書をとられた。

#### イ 証人dの供述の信用性

証人dは、Aの死体が発見される8月31日の前に、殺害したのが2名であること、被害者のうち、1名は「おじさん」であったことについて警察官に供述している上、aの殺害に関する部分についても、aの死体を切断したなど聞いたという点においても客観的な証拠と合致しており、中性洗剤でDNAを消すことができると述べたという部分（Z号室の浴室からは、捜索時に中性洗剤が発見されている。）、aがポン中（覚せい剤使用者）であったという部分などdが聞かなければ知り得なかった事実を含んでいる。また、aの殺害の動機は、被告人が「先生」と呼ぶ人物の家に泥棒に入ったこととされており、この部分は客観的証拠と反するものの、被告人が友人であるcを「先生」と呼んでいた点は客観的証拠と合致しており、この点もdが聞かなければ知り得なかった事情といえる。以上のとおり、dが虚偽の事実を作出して証言しているとは考え難い。



被告人が初めて会話した相手に対して重大な犯行に関する話をしたことが不自然であると考えられなくはないものの、被告人は殺人についての立証が難しいと考えていたことがうかがわれ、同じく被疑者として勾留されているdに対して犯行に関する話を打ち明けたとしても、不自然とまではいえない。したがって、dの証言は基本的に信用できる。

弁護人は、①dは報道などで事件について情報を得ていたこと、②dは被告人にかけられている被疑事実を認識していたこと、③dが捜査機関に話す前、被告人とdの関係は悪化していたこと、④dは取調べの際、担当する警察官から被告人に関する捜査に協力するよう要求されていたこと、⑤dは現在、事件についての情報を得ることを制限されていないこと等を指摘し、dの証言は信用できないと主張する。しかし、上記のようにdはAの死体の発見前に、Aの殺害に関する情報を警察官に供述しており、報道等で知り得た情報をもとに供述したとは言い難い上、各犯行に関して被告人から聞いたとする主要な部分は客観的証拠と概ね合致し、また、被告人の犯行告白がなければdが知り得ないはずの事情を含んでいることから、虚偽の事実を供述しているとはいい難い。弁護人の主張は採用できない。

以上より、d証言は基本的に信用することができる。

#### ウ 証人dの供述の意味合い

d証言によれば、被告人はaの殺害について犯行告白を行ったこととなるが、被告人がaを殺害していないにもかかわらずあえて虚偽の犯行告白を行う合理的な理由は考えられないことから、被告人がdに対し、犯行を認める趣旨の話をしたものと推認でき、被告人の犯人性を基礎づける事情となる。

#### (3) 被告人の左手首の傷について

なお、検察官は、被告人が、aの最終生存確認日時前になかった左手首の

傷を7月5日午前9時33分の時点では負っているとして、被告人がaの殺害の際に、刃物を自己の左手首に当てるなどして負傷した旨主張する。確かに、信用性の認められるyの検察官調書からすると、被告人が7月6日に前記yと会った際に左手首に傷を負っていたこと、Z号室の玄関ドア内側から被告人のものと認められる血痕が採取されていることなどからすると、被告人が左手首に負傷した状態でZ号室にいたこと自体は推認できるものの、その負傷時期についてはなお特定することができず、この点の検察官の主張を採用することはできない。

## 7 まとめ

以上を総合すると、被告人には、aの殺害後に殺害の事実や場所を隠蔽する必要がある事情があり、これが証拠上認められる犯人の行動と符合している上、現実に限られた犯行可能性のある期間内に犯行現場付近にいて犯行の機会を有しており、さらにその機会は、被告人がaを殺害し、aの遺体やaの所持品の少なくとも一部をaの意思にかかわらずに持ち出したことをうかがわせる事情があつて、被告人による犯行の動機は判然としないものの、第三者による犯行の可能性はほとんど考えられない状況にある。さらに、被告人は、上記の機会の後、aの所在を偽り、aの遺体発見後ではあるが、aを殺害したことを別件での留置中にdに告白している等の事情もあり、これらの事情は、被告人が犯人でないとしたならば合理的な説明ができないものといえる。以上からすると、被告人がaの殺人、死体損壊・遺棄の犯人であることは優にこれを認定することができる。

### 【法令の適用】

#### 罰 条

判示第1の行為

刑法240条後段

判示第2及び第11の各行為

いずれも包括して刑法190条

判示第3ないし第5の各行為のうち

各有印私文書偽造の点	いずれも刑法159条1項
各偽造有印私文書行使の点	いずれも刑法161条1項, 159条1項
各電磁的公正証書原本不実記録の点	いずれも刑法157条1項
各不実記録電磁的公正証書原本供用の点	いずれも刑法158条1項, 157条1項
判示第6及び第8の各行為	いずれも包括して刑法246条の2
判示第7の行為	刑法235条
判示第9の行為のうち	
有印私文書偽造の点	刑法159条1項
偽造有印私文書行使の点	刑法161条1項, 159条1項
詐欺の点	刑法246条1項
判示第10の行為	刑法199条
科刑上一罪の処理	
判示第3, 第4の各罪	いずれも刑法54条1項後段, 10条(それぞれ, 有印私文書偽造とその行使と電磁的公正証書原本不実記録とその供用との間には, それぞれ順次手段結果の関係があるので, 結局以上を1罪として, 刑及び犯情の最も重い申請依頼書及び委任状に係る各偽造有印私文書行使の罪の刑で処断)
判示第5の罪	刑法54条1項前段, 後段, 10条(偽造有印私文書の一括行使は, 1個の行為が2個の罪名に触れる場合であり, 各有印私文書偽造とその各行使と電磁的公正証書原本不実記録とその供用との間には, それぞれ順次手段結果の関係があるので, 結局以上を1罪として, 刑及び犯情の最も重い譲渡証明書

に係る偽造有印私文書行使の罪の刑で処断)

判示第9の罪 刑法54条1項後段, 10条(有印私文書偽造とその行使と詐欺との間には順次手段結果の関係があるので, 結局以上を1罪として, 最も重い詐欺罪の刑(ただし, 短期は偽造有印私文書行使の罪の刑のそれによる。)で処断)

#### 刑種の選択

判示第1及び判示第10の各罪につき いずれも死刑を選択

判示第7の罪につき 懲役刑を選択

併合罪の処理 刑法45条前段, 46条1項本文, 10条(刑及び犯情の最も重い判示第1の罪の刑で処断し, 他の刑を科さない。)

#### 没収

押収してある申請依頼書1枚の偽造部分

刑法19条1項1号, 2項本文(判示第3の偽造有印私文書行使の犯罪行為を組成した物で, 何人の所有をも許さないもの)

押収してある委任状1通の偽造部分

刑法19条1項1号, 2項本文(判示第4の偽造有印私文書行使の犯罪行為を組成した物で, 何人の所有をも許さないもの)

押収してある譲渡証明書1枚及び譲渡証明書1通の各偽造部分

いずれも刑法19条1項1号, 2項本文(判示第5の偽造有印私文書行使の犯罪行為を組成した物で, 何人の所有をも許さないもの)

押収してある年金受給権者受取機関変更届1通の偽造部分

刑法19条1項1号, 2項本文(判示第9の偽造有印私文書行使の犯罪行為を組成した物で, 何人の所有をも許さないもの)

訴訟費用の処理 刑事訴訟法181条1項ただし書(不負担)

#### 【量刑の理由】

1 本件は, 被告人が, 以前に勤務していた会社の同僚であったAを, その金品を

奪取する目的で殺害して財産を強取した事案（判示第1。以下、「強盗殺人事件」ともいう。）、Aの死体を焼損して浜名湖又はその周辺に投棄した事案（判示第2）、不正に書類を作成・行使して、Aの所有していた軽四輪自動車1台、自宅マンション、自動二輪車2台を被告人所有名義に移転する旨の不実の記録をそれぞれさせた事案（軽四輪自動車につき判示第3、自宅マンションにつき判示第4、自動二輪車につき判示第5）、強盗殺人事件で不正に入手したキャッシュカードを使用して、A名義の信用金庫預金口座から自己が不正に管理するA名義の銀行預金口座に振込送金した複数件の電子計算機使用詐欺の事案（判示第6及び判示第8）、上記不正に管理するA名義の預金口座から現金を引き出した窃盗の事案（判示第7）及びAになりすまして、不正に書類を作成・行使して年金受給口座を変更した上、年金を詐取した事案（判示第9）並びに友人であるaに対し、刃物でその側腹部を2回にわたり突き刺すなどして、同人を殺害した事案（判示第10。以下、「殺人事件」ともいう。）及びその死体を損壊して浜名湖又はその周辺に投棄した事案（判示第11）である。

- 2 まず、被害者Aに対する強盗殺人事件を中心とする事件（判示第1ないし判示第9）について検討する。被告人がどのような方法でAを殺害したのか、凶器を使用したのか否かについては明らかになっていないものの、被告人は、Aが安心できる場所である自宅マンション内で寝静まった頃を見計らって、犯行に及んだものと認められる上、被告人が、事前にAの自宅の合鍵を入手していたことや、マンション内部に入り込む手順等について事前に何度も下見をし、台車などを準備していること、Aの家族関係等の調査をしていたことなどを考慮すると、被告人が当初よりAを殺害した上でその財産を奪う目的であったことは明白であり、本件は周到に準備された計画的な犯行といえる。

本件犯行により、Aは突然にその尊い生命を奪われたもので、殺害結果が重大であることはいうまでもない。また、被告人は、Aを殺害した後、同人の死体を自宅マンションから運び出し、犯行の発覚を防ぐために焼損した上、浜名湖又は

その周辺に投棄しており、これらの一連の犯行は、自らの犯行計画を完遂するために、被害者の死体を物のように扱った残忍で冷酷なものというほかない。そして、被告人は、その後のAの財産移転行為に必要となるAの実印等を強取した上、間もなく、判示第3ないし判示第9の各財産移転行為に着手し、わずか約2週間で、Aの自宅マンション、日常使用していた自動車1台、大切にしていた自動二輪車2台の各所有名義を自らに移し、引き出し可能なAの預金残高のほぼ全額の引き出しを終えており、さらに年金受給口座の変更手続まで行うなど、Aの財産をほぼ根こそぎ奪っており、これらの一連の犯行は、狡猾で物欲が際立った犯行といえる。

さらに、被告人は、Aの自宅マンション内の血痕が付いた畳を運び出すなどの罪証隠滅工作を行ったほか、所在不明になっているAを心配する実妹に対して、Aが生存しているかのような話をしたり、Aの荷物を送りつけたり、Aの国民健康保険料の支払を続けるなどの生存仮装工作を行い続けたものであって、遺族の心情を顧みることなく自らの犯行を隠蔽することに汲汲としており、犯行後の行状も悪い。

3 次に、被害者aに対する殺人を中心とする事件（判示第10及び判示第11）について検討する。被告人は、深夜、aに使用させていた部屋に立ち入り、aの背後からその右側腹部を2回有尖の刃器で、肝臓から右肺に達するほど深く突き刺したものであって、凶器を使用した強固な殺意に基づく犯行である。被告人は、友人であったaを自らの生活圏である浜松市内に呼び寄せ、自己名義で賃借していたuに住ませ始めて、わずか1日半ほどでaの殺害行為に及んだもので、動機は必ずしも明らかではないものの、浜松に来たばかりのaに落ち度があったとは考えられず、犯行態様から見ても、被告人に躊躇があった形跡は認められないのであって、残忍で情け容赦のない犯行といえる。

殺害の結果は、被害者Aの事件と同様、重大であるし、相応に親しくしていた被告人により、突然に生命を奪われた被害者の無念さは察するに余りがある。被

被告人は、aを殺害した後、間もなく犯行の発覚を防ぐために、同人の死体の頭部及び両下肢を切断して運び出し、浜名湖又はその周辺に投棄したのであって、ここにおいても被告人の他人の生命軽視の姿勢は明らかといわざるを得ない。

被告人は、殺害行為後、大量のキッチンペーパーやブラシ等を準備して、血痕を払拭する作業をして犯行を隠蔽しようとしたり、aの所持品を全て持ちだして実家に隠すなどしたほか、aの所在を確認しようとした更生保護施設の職員に生存しているかのように対応したもので、犯行の隠蔽に汲汲とする姿勢も被害者Aの事件と同様であって、犯行後の行状も悪質である。

- 4 以上のとおり、強盗殺人事件及び殺人事件の各犯行の動機・経緯、態様、結果の重大性、殊に、一人暮らしの会社の元同僚を財産奪取目的で殺害し、現実にはほとんどの財産を奪うという強盗殺人事件を起こし、その遺体を焼損して投棄するまでして犯行を隠蔽した後に、さらに、自ら浜松に呼び寄せた友人をそのわずか1日半後に容赦なく殺害するという殺人事件に及び、その遺体も切断・遺棄し、現場の血液を拭き取るまでして隠蔽したことからみて、被告人には生命軽視の態度が著しく、一連の犯行は冷徹で残忍なものというべきである。このような罪質の悪質性、半年以内に2名の尊い人命を奪った結果の重大性に鑑みれば、被告人の刑事責任は極めて重大であるといえ、罪刑の均衡の観点からは特に斟酌すべき事情がない限り、死刑の選択をするほかないといわざるを得ない。

一方、死刑はあらゆる刑罰のうちで最も冷厳で究極の刑罰であることに鑑み、遺族の被害感情、社会的な影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等の一般情状を併せ考慮し、死刑の選択がまことにやむを得ないものと認められるかどうかについてさらに検討を加える。

そこで、一般情状についてみるに、本件の各被害者は、何ら落ち度がないにもかかわらず、財産奪取の目的や理不尽な理由によって殺害されたもので、被害者兩名の無念さは察するに余りあるし、各遺族らがそれぞれに黙秘を続ける被告人に対して、事実を知りたいなどとするとともに、極刑を望む旨の意見書を提出し、

峻烈な処罰感情を示しているのも当然のことである。それにもかかわらず、被告人からは謝罪や反省の言葉は一切見られず、被害者や遺族に対し、何らの慰謝の措置も講じられていない。さらに、判示第2及び判示第11の各死体損壊・遺棄行為の結果、短期間に各被害者の遺体が連続して浜名湖湖岸で発見されたもので、報道で大きく取り上げられており、周辺住民に与えた不安感などの社会的な影響も看過できない。

一方において、被告人にはこれまでに窃盗罪等による前科1犯等があるが、人の生命身体にも関わる凶悪な前科はないこと、現在34歳という年齢等被告人のために酌みうる事情を最大限考慮しても、被告人に対しては、死刑を回避すべき特に酌量すべき事情があるとはいえず、その選択はまことにやむを得ないものといわざるを得ない。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 - 死刑, 申請依頼書等の各偽造部分没収)

平成30年2月23日

静岡地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 佐藤正信

裁判官 杉田 薫

裁判官 長谷川 皓一



別紙一覽表

番号	犯行日時	犯行場所（現金自動預払機設置場所）	不法利益額
1	平成 28 年 2 月 8 日 午後 2 時 29 分	浜松市（以下省略） C 信用金庫 J 支店	20 万円
2	同月 9 日 午後 4 時 34 分	同市（以下省略） C 信用金庫 z 支店	50 万円
3	同月 10 日 午後 2 時 54 分	同市（以下省略） G 銀行 R 支店	50 万円
4	同月 11 日 午前 11 時 34 分	同市（以下省略） C 信用金庫 D 支店	30 万円
5	同日 午前 11 時 35 分	同上	10 万円
6	同日 午前 11 時 36 分	同上	30 万円
7	同日 午前 11 時 37 分	同上	10 万円
8	同日 午前 11 時 40 分	同上	20 万円
9	同月 12 日 午前 10 時 36 分	前記 C 信用金庫 z 支店	100 万円
10	同月 13 日 午後 2 時 32 分	前記 G 銀行 R 支店	100 万円
11	同月 14 日 午後 3 時 49 分	同上	30 万円
12	同日 午後 3 時 51 分	同上	4 万円
		合計	454 万円